

岡崎市浄化槽保守点検業登録事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成14年岡崎市条例第55号。以下「条例」という。）及び岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成14年岡崎市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、浄化槽保守点検業登録事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修)

第2条 規則第8条に規定する研修として市長が認めるものは、岡崎市が主催するもののほか、別表の団体が主催する研修で、環境省が示した内容を満たすものとする。

(書類等の様式)

第3条 次の書類等については、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 規則第2条に規定する申請書 様式第1号
- (2) 条例第3条第2項第1号に規定する申請者が誓約する書類 様式第2号
- (3) 条例第3条第2項第2号に規定する器具の明細を記載した書類 様式第3号
- (4) 規則第4条第1項第2号に規定する事業計画の概要を記載した書類 様式第4号
- (5) 規則第5条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿 様式第5号
- (6) 条例第4条第2項の規定による通知 様式第6号
- (7) 条例第4条第3項に規定する請求書 様式第7号
- (8) 条例第5条第2項の規定による登録の拒否の通知 様式第8号
- (9) 条例第6条第1項の規定による変更の届出 様式第9号
- (10) 規則第6条第1項第3号に規定する書類 様式第10号
- (11) 条例第7条の規定による届出 様式第11号
- (12) 条例第10条第2項第2号に規定する書類 様式第12号
- (13) 条例第10条第2項第3号に規定する書類 様式第13号
- (14) 条例第11条に規定する標識 様式第14号
- (15) 条例第13条第1項の規定による登録の取消しの通知 様式第15号
- (16) 条例第13条第1項の規定による業の停止の通知 様式第16号
- (17) 条例第14条第3項の証明書 様式第17号
- (18) 規則第10条第3項の規定による届出 様式第18号

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表

愛知県
豊橋市
豊田市
一宮市
愛知県浄化槽保全協会
愛知県衛生事業協同組合
一般社団法人愛知県浄化槽協会
愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会

浄化槽保守点検業 登録・更新登録 申請書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 干

住 所.....

フリガナ

氏 名.....

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () —

浄化槽保守点検業の 登録 更新登録 を受けたいので、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関

する条例第2条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり申請します。

○営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地	電話番号

○役員の名等 (※法人の場合のみ記入)

氏 名(ふりがな)	役職名	生年月日(和暦)	性別	住 所

※記載欄が不足する場合等、上表の項目を満たす表を別紙として添付しても可。

○浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号及び所属営業所

氏 名(ふりがな)	浄化槽管理士免状の交付番号	所属する営業所の名称
	第 号	
	第 号	

※記載欄が不足する場合等、上表の項目を満たす表を別紙として添付しても可。

○登録年月日及び番号 (更新の登録申請の場合)

年 月 日 第 号

(添付書類)

- 1 誓約書 (様式第2号)
- 2 浄化槽保守点検器具明細書 (様式第3号)
- 3 事業計画の概要を記載した書類 (様式第4号)
- 4 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- 5 営業所の平面図及びその付近の見取図
- 6 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は法人の登記簿の謄本
- 7 浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者を記載した書類
- 8 浄化槽管理士の知識及び技能の向上を図るための研修の計画の概要を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 〒

住 所.....

フリガナ

氏 名.....^印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第7号及び第9号のいずれにも該当しないことを誓約します。

浄化槽保守点検器具明細書

営業所の名称		
種類	器具名	数量
測定器具	1 スカム厚測定器具	
	2 汚泥厚測定器具	
	3 テスター	
	4 水準器	
水質検査器具	1 温度計	
	2 透視度計	
	3 水素イオン濃度指数測定器具	
	4 溶存酸素計	
	5 亜硝酸性窒素測定器具	
	6 残留塩素測定器具	
	7 塩素イオン濃度測定器具	
	8 メスシリンダー	
その他の器具	1 マンホール蓋あけ用具	
	2 パイプ及びスロット掃除器具	
	3 きょう雑物かき上げ用具	
	4 グリースガン	

浄化槽保守点検業者登録簿

フリガナ			登録番号	第 号	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			電話番号 () —		
登録(更新)年月日	登録有効期間				
年 月 日	年 月 日 ~		年 月 日		
役員の名及び役職名					
氏名	役職名	備考	氏名	役職名	備考
営業所			浄化槽管理士		
(フリガナ) 名称	所在地及び電話番号		(フリガナ) 氏名	免状の交付番号	
その他参考事項					

浄化槽保守点検業登録通知書

第 年 月 日 号

様

岡崎市長 印

年 月 日申請のあった浄化槽保守点検業の登録については、次のとおり登録したので、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 4 条第 2 項の規定により通知します。

登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号
登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
営業所の名称
及び所在地

浄化槽保守点検業者登録簿 謄本交付・閲覧 請求書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 〒

住 所.....

氏 名.....

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

<p>請 求 す る 事 項</p>	<p><input type="checkbox"/> 謄本交付 <input type="checkbox"/> 閱 覧</p>
<p>請 求 の 理 由</p>	
<p>※ 請求しようとする浄化槽保守 点検業者の氏名又は名称</p>	
<p>※ 謄本交付の枚数</p>	

注 1 該当する□印の中にレ印を記入してください。

2 ※印欄は、謄本交付の請求をする場合に記入してください。

浄化槽保守点検業登録拒否通知書

第 号
年 月 日

様

岡崎市長 印

年 月 日付けの浄化槽保守点検業の登録申請については、次の理由により、登録を拒否したので、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 5 条第 2 項の規定により通知します。

1 登録拒否の理由

2 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、岡崎市長に対して異議申立てをすることができます。

また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(届出者) 〒

住 所.....

氏 名.....

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

浄化槽保守点検業者の登録事項を変更したので、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

(添付書類)

- 1 氏名若しくは名称又は住所の変更の場合は、住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は法人の登記簿の謄本
- 2 営業所の所在地の変更の場合は、営業所の平面図及び付近見取図
- 3 法人の代表者又は役員の変更の場合は、法人の登記簿の謄本（新たに役員になる者がいる場合は、その者にかかる誓約書（様式第 10 号）及び浄化槽保守点検業登録・更新登録申請書（様式第 1 号）の役員一覧表の項目を満たす事項を記載した書面を併せて添付すること）
- 4 浄化槽管理士の変更の場合は、事業計画の概要を記載した書類及び浄化槽管理士免状の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 〒

住 所.....

フリガナ

氏 名.....⑩

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

が岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号まで及び第9号のいずれにも該当しないことを誓約します。

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(届出者) 〒

住 所.....

氏 名.....

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () —

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽保守点検業者	氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	第 号
廃業等の年月日		年 月 日
廃業等の理由		
浄化槽保守点検業者と届出者との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人(続柄) <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人

注 該当する□印の中にレ印を記入してください。

浄化槽の清掃実施時期に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 岡崎市 第 号

住所

氏名又は名称

(法人にあっては、代表者の氏名)

浄化槽管理士

電話番号

年 月 日に浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第 2 条に定める保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第 2 項の規定により、浄化槽の清掃をすべき時期を下記のとおり通知します。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 浄化槽の清掃をすべき時期	<p><input type="checkbox"/> 月までに浄化槽の清掃が必要であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 速やかに浄化槽の清掃が必要であること。</p> <p>【理由】</p> <p><input type="checkbox"/> 浄化槽法第10条第 1 項に定めるところによる清掃が行われていないため。</p> <p><input type="checkbox"/> その他生活環境の保全及び公衆衛生上浄化槽の清掃が必要であるため。</p>

浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）は、浄化槽法の規定により、毎年 1 回（全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね 6 か月ごとに 1 回以上）、浄化槽の清掃をしなければならないとされています（浄化槽法第10条第 1 項）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

浄化槽の水質検査時期に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 岡崎市 第 号

住所

氏名又は名称

(法人にあつては、代表者の氏名)

浄化槽管理士

電話番号

年 月 日に浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第 2 条に定める保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第 2 項の規定により、浄化槽法第 7 条第 1 項又は第11条第 1 項の水質に関する検査を受けるべき時期を下記のとおり通知します。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 水質に関する検査を受けるべき時期	<input type="checkbox"/> 浄化槽法第 条第 1 項の水質に関する検査を月までに実施すること。 <input type="checkbox"/> 浄化槽法第 条第 1 項の水質に関する検査が実施されていないので、速やかに実施すること。

浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）は、浄化槽法の規定により、以下のとおり指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされています。

- 1 設置後等の水質検査（浄化槽法第 7 条第 1 項）
使用開始後 3 か月を経過した日から 5 か月の期間内に 1 回
- 2 定期検査（浄化槽法第11条第 1 項）
毎年 1 回

【水質検査の申し込み先】

(一財) 中部微生物研究所

電話 0 5 3 3 - 7 6 - 2 2 2 8

様式第 14 号

浄化槽保守点検業者登録票	
氏 名 (名称及び代表者) 氏名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登録の有効期限	年 月 日

備考 用紙の大きさは、縦 25 センチメートル以上、横 35 センチメートル以上とする。

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録取消通知書

様

岡崎市長 印

年 月 日 第 号で登録した浄化槽保守点検業については、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり登録を取り消します。

1 取消年月日 年 月 日

2 取消の理由

3 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、岡崎市長に対して異議申立てをすることができます。

また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業停止命令通知書

様

岡崎市長



年 月 日 第 号で登録した浄化槽保守点検業については、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり事業の全部（一部）の停止を命令します。

1 停止を命ずる事項

2 停止期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

3 停止を命ずる理由


4 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、岡崎市長に対して異議申立てをすることができます。

また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
年 月 日生
上記の者は、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 14 年岡崎市条例第 55 号）第 14 条第 2 項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。
年 月 日交付
岡崎市長


備考 用紙の大きさは、縦 55 ミリメートル、横 91 ミリメートルとする。

(裏)

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜粋

(報告の徴収、立入検査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者その他浄化槽保守点検業を営む者に対し、浄化槽保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者その他浄化槽保守点検業を営む者の営業所、事務所その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第 14 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

管理士証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 岡崎市長

(報告者) 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 — —

浄化槽管理士証を 亡失・損傷 しましたので、岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
保 守 点 検 業 者 名	
亡失・損傷した年月日	年 月 日
亡失・損傷した理由	

(添付書類)

- 1 再交付を受ける者の顔写真 2 枚